

「電気通信サービス利用者懇談会報告書(案)」に内附意見について

電気通信サービスは特商法の適用除外のため、電気通信事業法に「クーリング・オフ」を設けるべきである。

<理由> 消費生活相談窓口に寄せられる相談には、通信・放送サービスも電話勧誘販売や訪問販売での契約に内附トラブルの件数が多い。

<具体例> ADSLや光ファイバーサービスの勧誘の際、「電話料金が安くなる」といって契約させるケースや「無料期間終了前に機械を返せばいい。試しに使う。返す時はTelしてください」といって無料期間終了前に申込みを旨Telしても業者とつながらないケースなどがある。